

第 6474 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 6日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 新型コロナと住宅ローン控除

**Q** : 新型コロナの影響で自宅の建築が遅れ、入居するのが遅くなります。住宅ローン控除が受けられなくなってしまうのでしょうか？

**A** : 一定の場合には受けられるような措置が採られています。

### 【解説】

住宅ローン控除の適用要件について、次のような措置が採られています。

1. 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、入居期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、次の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居した場合は、特例対象となります。

①一定の期日までに契約が行われていること

- ・注文住宅の新築：令和2年9月末
- ・分譲住宅、中古住宅、増改築等：令和2年11月末

②新型コロナの影響によって住宅の入居が遅れたこと

2. 中古住宅を取得した場合の入居期限要件(取得の日から6か月以内)について、入居が遅れた場合でも次の要件を満たしていれば、入居期限を増改築等完了の日から6か月以内とすることができます。

①以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること

- ・中古住宅取得の日から5か月後まで
- ・令和2年6月30日まで

②新型コロナの影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

